平成２４年（フ）第５８６７号
東京都江戸川区東葛西４丁目54―11　第５吉橋ハイツ101
債務者　熊谷慎之亮
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８６８号
東京都江戸川区東葛西４丁目54―11　第５吉橋ハイツ101
債務者　熊谷　利恵
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８６９号
東京都港区赤坂９丁目１－７―358
債務者　川村　　忠
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3365番地32中軽井沢団地第63―３号、申立時の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢184番地12＃540―１
債務者　玉木　桂二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１７７号
岡山市南区内尾318番地２、旧住所岡山市南区箕島1320番地３
債務者　浦田　正彦
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４号
岡山市南区福島４丁目20番11―101号
債務者　下村　法子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３４号
静岡市駿河区下川原５丁目15番８－１Ｃ号
債務者　村松　恵美
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４９号
静岡市清水区元城町７番24号
債務者　森谷　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５１号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ４―305号
債務者　吉澤加奈子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５号
沖縄県沖縄市知花２丁目14番10号　１階
債務者　政　ノブ子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３４２号
東京都福生市武蔵野台２丁目８番地５ジョイム福生203号室
債務者　伊藤　勝男
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３４３号
東京都福生市武蔵野台２丁目８番地５ジョイム福生203号室
債務者　伊藤　ナミ
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５８３０号
千葉県千葉市若葉区若松町958番地３―106
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２９４２号
福岡県福岡市東区松島３丁目９番12号
破産者　有限会社パシフィックコーポレーション
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８５３号
福岡市城南区鳥飼５丁目２番43―713号
破産者　西日本賢商株式会社
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２号
東京都大田区東馬込２丁目19番22号
破産者　株式会社大進保温
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係